

# 佐世保工業高等専門学校安全衛生管理規程

(平成16年5月20日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教職員(非常勤教職員を含む。以下同じ。)の安全及び衛生管理に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則(以下「機構安全衛生管理規則」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(総括)

第2条 校長は、教職員の安全及び衛生管理に関して総括する。

2 事務部長は、職員の安全及び衛生管理に関して校長を補佐する。

(衛生管理者及び安全管理者等の指名)

第3条 校長は、機構安全衛生管理規則に規定する衛生管理者、安全管理者、衛生管理担当者及び安全管理担当者を別表に掲げる区分によりそれぞれ指名するものとする。ただし、指名された者に事故等がある場合は、校長が別に定める。

(安全衛生委員会)

第4条 本校に、機構安全衛生管理規則第13条第1項に規定する安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- 一 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議することができる。

- 一 教職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、教職員の危険の防止に関する重要事項
- 四 環境マネジメントに関すること。

3 委員会は、前二項に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項について調査審議することができる。

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 事務部長

- 二 産業医
- 三 衛生管理者
- 四 安全管理者
- 五 学生課長
- 六 教職員のうち、本校教職員の過半数を代表する者が推薦した者 6名  
(委員長)

第7条 委員会の委員長は、第6条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。  
(会議)

第8条 委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議に付すべき案件を示して委員会開催の請求があるときは、委員長は委員会を開催しなければならない。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(就業禁止通知書)

第10条 機構安全衛生管理規則第24条第2項に規定する文書の交付は、別記様式により行うものとする。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。